

# 令和7年度福島県魅力あふれる保育環境づくり支援事業実施要領

## 1 目的

県内の保育所、認定こども園、地域型保育事業（家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を除く。）、幼稚園（以下「保育所等」という。）において、以下の「2 事業の要件」に合致する事業を実施する保育所等に補助金を交付し、幼児教育・保育環境の改善を図ることで、質の高い保育を提供することを目的とする。

## 2 事業の要件

- (1) こどもたちの育ちを促す遊びや保育環境の実践例をまとめたガイドラインである「ふくしますくすくスケール（令和6年3月）」を活用し、子どもの「遊び」の発展に寄与する環境改善を行う事業であること。
- (2) 「福島県魅力あふれる保育環境づくり支援事業補助金交付要綱」第2条に定められた「専門家」とは、公益社団法人こども環境学会を指し、当学会からの助言及び提案を受けて、補助対象期間内に、園庭や園舎内の環境改善を行う事業であること。
- (3) 公益社団法人こども環境学会の助言及び提案は、各施設（現地）において、環境改善前と環境改善後の少なくとも2回受けることとし、その他、必要に応じて電話やオンライン通話、メール等による助言及び提案を受けることも妨げない。
- (4) 公益社団法人こども環境学会の助言及び提案の際には、双方がヒアリングシートを作成の上、送付し合うこととし、助言及び提案の内容に齟齬が発生しないように共通理解を図ること。
- (5) 営利目的ではなく、在園児や在園児の保護者等から利用料や整備費等を徴収しない事業であること。（※在園児には、年度途中入園児や入園予定児、それらの者の保護者等も含む。）
- (6) 補助事業終了後も継続的に子どもが「遊び」を展開することができる事業計画を有している事業であること。
- (7) 県または公益社団法人こども環境学会から依頼があった場合には、事例発表会やワークショップの開催に対応すること。

## 3 事業実施に当たっての留意事項

- (1) 子どもが安心して「遊ぶ」ことができる環境づくりとし、子どもの安全を確保できないものや子どもに危険が及ぶ可能性があるもの等、社会通念に照らして適当ではないと思われる内容は認められないこと。

- (2) 園庭や園舎内で工事等が行われる際には、通常のエ育・保育へ影響が出ないよう十分に配慮をした上で行い、事故防止には万全を期すこと。
- (3) 環境改善を行うに当たっては、在園児及び在園児の保護者に対して丁寧に説明し、理解を得た上で行うこと。（※在園児には、年度途中入園児や入園予定児、それらの者の保護者等も含む。）
- (4) 環境改善を行ったことによる子どもの遊びの変化や保育者の気付き等について、適切に記録するとともに積極的に情報発信すること。

#### 4 補助対象経費の考え方

- (1) 補助対象経費が重複しない場合は、他の助成金等を併用することも可能で  
す。
- (2) 補助対象経費は、事業を実施するために直接必要な経費とし、保育所等の  
運営に係る経常的な経費、運営に必要な備品の購入費は対象外とする。
- (3) 主な補助対象経費及び対象外経費については、別表のとおりとする。

#### 附則

この実施要領は、令和7年4月23日から施行する。